

坂田社労士事務所便り

退職金の受け取り方

第二の人生の貴重な財源である退職金ですが、税制適格年金の平成 24 年の廃止が決定しているなど、企業が制度の見直しを進める中、どのように受け取れば退職者に有利なのか、その判断が難しくなっています。どの受け取り方が得なのかについては、税金や自らの生活設計など、考慮すべき材料が多くありますので、人生設計を確認しながら、自らで判断するしかありません。

◆退職金とは

退職金は給料とは違って労働の対価ではないため、使用者にとって支払う義務はありません。また、退職金について、法律上必ず支払わなければならないという規定ありません。就業規則等で定め、支給基準が明確にされている場合に、労働条件の 1 つとして保護されるものです。

◆退職金の性質

退職金は本来、使用者が任意に恩恵的に支給するものであるため、はじめから退職金制度がなければ、退職金の支払義務は発生しません。

退職金の性質としては一般的に「功労報償」、「賃金の後払い」、「老後保障」という考え方があるとされています。

◆一時金で受け取る

退職金を一時金で受け取ると「退職所得」として勤続年数に応じた控除を受けることができ、控除された金額のさらに 1/2 に対して税率がかかります。また、控除を超える分についても他の所得とは分離課税されます。退職金の性質を考慮し、税制面ではとても優遇されていることがわかります。

◆年金で受け取る

退職金を年金で受け取ることができる企業年金制



度を取り入れている企業は多くありますが、年金制度があっても、一定の条件を満たさなければ受給できないなどの要件が定められている場合がありますので、自社の制度を事前によく確認しておく必要があります。

年金形式で受け取ると、国民年金や厚生年金などと合わせて、公的年金等控除を超える分については、雑所得として課税されます。なお、再就職などで収入があれば、額に応じて税率が上がることもあります。

数年前までは、“長い目でみれば年金で受け取る方が得”というのが常識でしたが、年金換算率（原資を運用する際に会社が保証する利回りのこと）を下げる企業が増え、一概にそうは言えなくなっています。

雇用改善に地域間、男女間、世代間の格差

景気に回復の兆しが見えてきたことに伴って、完全失業者数は 20 カ月連続の減少となり、就業者数も増加傾向にあるなど、雇用情勢においても改善が続いています。しかし、全国的な統計の数字では雇用の改善が見られるものの、その進み方は、地域間、男女間、世代間において格差が目立っています。産

業構造の違いや雇用形態の構造的な変化を背景に、景気回復の恩恵がまんべんなく全体に及ばなくなっているようです。こうした実状を踏まえ、厚生労働省も地域独自の雇用創出策などの新たな対策に乗り出しますが、その効果はまだまだ不透明です。

◆地域間の格差

自動車や一般機械などが好調な東海を筆頭に、北関東、甲信、南関東には生産拠点が集積しているため、地域別の有効求人倍率を比較すると、他の地域に比べて派遣などのサービス業も成長しているほか、情報通信など新しい産業も育ってきています。

しかし、北海道や四国などは有効求人倍率でも1倍に届かず（東海は1.35倍）、昨年より上昇してはいても、その幅は小幅にとどまっています。

公共工事への依存体質から抜け出せず、産業基盤が脆弱なままで、地域独自の産業が育っていない状況が続いているようです。

◆男女間の格差

総務省が発表した2月の完全失業率は4.7%となり、7カ月ぶりに悪化しました。男女別の完全失業率は男性が前月比0.2ポイント上昇の5.0%、女性は0.1ポイント上昇の4.2%となっています。

農林、建設、製造など男性の就業者が多い分野での就業者数の減少が続いている一方、女性の多い医療・福祉、派遣などのサービス業で好調が続いている状況を反映しています。また、人件費の“固定費化”を嫌う企業が正社員を避けて、派遣社員などを活用していることも背景にあるようです。

◆世代間の格差

完全失業率を世代別に見ると、全体の失業率の4.7%に比べて15歳から24歳の若年が9.5%と高くなっており、雇用改善が進んでいない状況が浮き彫りになっています。全体と若年の失業率の格差は、10年前では2.5ポイント程度だったが、今では2倍近くに開いてしまっています。厚生労働省は若年向けに、合宿生活の「若者自立塾」、就職基礎能力を国が認定する「YESプログラム」等を実施していますが、予算を注ぎ込むわりに、その効果が計りにくいというのが現状のようです。

5月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）〔労働基準監督署〕

20日

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限（年度更新）〔労働基準監督署〕

○労働保険料の納付〔郵便局または銀行〕

31日

○自動車税の納付〔都道府県〕

○健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出〔社会保険事務所〕

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

～坂田からひとこと～

過去に第3号被保険者の届出を忘れた方について特例的に、届出をすれば2年前より前の期間についても第3号被保険者期間である「保険料を納めた期間」として取り扱われる措置が4月からスタートしました。ご自分に未加入期間があることさえご存知ない方が多いので、一度配偶者の方の年金加入期間の確認をされる事をお奨めいたします。窓口は社会保険事務所で、電話での確認も可能です。この措置の期限は今のところありません。